

徳島県情報公開審査会答申第91号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年12月12日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、

「1. H20. 12月に南部総合県民局（阿南）よりにぎわいづくり課に送って来た（苦情）に係る報告書（ゴルフボールについて）

2. 上記1に係る課内協議文書

3. 業者と県と協議した文書（報告書含む）（にぎわいづくり）（南部阿南）」

の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

(1) 平成20年12月25日、実施機関は、本件請求のうち、「H20. 12月に南部総合県民局（阿南）よりにぎわいづくり課に送って来た（苦情）に係る報告書（ゴルフボールについて）に係る課内協議文書（にぎわいづくり課）」及び「3. 業者と県と協議した文書（報告書含む）（にぎわいづくり課）」の部分について、対象となる公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(2) なお、上記(1)を除く部分については、「南総第31429号」及び「に第3034号」により、それぞれ公文書部分公開決定処分を行い、異議申立人に通知している。

3 異議申立て

平成21年1月5日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年1月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、南部総合県民局阿南からにぎわいづくり課に送って来た書類が無いとしているが、南部総合県民局阿南から、この度、公文書部分公開決定を受けて確認している。それに対し、事実が無いとする県の決定はおかしい。
- (2) 実施機関は、「電話にて状況を確認し、一連の内容を口頭にて課内報告を行ったため、これに関する文書は作成していない。」と回答しているが、隠ぺいである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

本件請求に係る苦情内容に関しては、株式会社〇〇（以下「本件法人」という。）については電話にて状況を確認し、一連の内容を口頭にて課内報告を行ったため、これに関する文書は作成していない。

以上により、公文書の不存在を理由に、本件請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

本件請求は、平成20年12月頃、〇〇〇〇からの飛球に係る苦情を受けた南部総合県民局阿南が、にぎわいづくり課に対して送付した業務報告書に関する次の公文書の公開を求めるものである。

にぎわいづくり課内で協議が行われていた場合における「①当該協議の記録文書」
本件法人とにぎわいづくり課との間で協議が行われていた場合における「②当該協議の記録文書及び報告文書」（以下、①②を併せて「本件対象公文書」という。）

したがって、本件対象公文書が存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点がないかを検証し、本件処分の妥当性を判断する。

2 本件処分の妥当性について

(1) そもそも、実施機関における公文書の作成については、徳島県公文書管理規則第5条において、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定められている。さらに、徳島県文書規程第8条では、「文書による意思決定は、立案によって行うものとする。」とされ、同規程第9条は、「立案は、立案用紙によってしなければならない。」と定められている。

また、復命書の作成については、徳島県職員服務規程第10条第3項において、「職員は、出張から帰任したときは（中略）復命書を作成して、これを提出しなければならない。」と定められている。

しかしながら、通常、協議文書は、協議内容の記録、又は当該協議内容の報告等を行うために作成されるものであり、当該協議文書自体は、意思決定を行うための文書そのものではないと考えられる。よって、一般的に、協議文書については、文書作成義務までは課されていないものと認められる。

また、本件事案に係る協議・報告は、すべて電話及び口頭により、本庁舎内においてなされているものであるから、出張中の用務にあらず、上記服務規程による復命書の作成の必要性もない。

したがって、実施機関において、本件対象公文書が作成されていないことについて、格別不合理な点があるとまでは認められない。

なお、当審査会としては、異議申立人の問題提起を勘案し、今後は、苦情処理の過程における協議及び報告について、実施機関が重要なものと判断されるものについては、その都度文書化するよう努めるべきであるとする。

(2) 以上により、本件対象公文書が作成されていない以上、不存在を理由に本件処分を行った実施機関の判断は、妥当であると認めざるを得ない。

(3) なお、異議申立人は、「南部総合県民局阿南からにぎわいづくり課に送られた書類を不存在とする決定はおかしい」旨の主張を行っているが、実施機関は、上記第2-2-(2)のとおり、南部総合県民局阿南から送付された報告書を対象公文書と特定した上で部分公開決定処分を行っている。

この点で、異議申立人の上記主張は事実誤認に基づくものであり、採用できない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
-------	-----

平成21年 1月15日	諮問
2月16日	実施機関からの理由説明書を受理
2月23日	異議申立人からの意見書を受理
8月25日	審議（第69回審査会）
9月17日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第70回審査会）
11月12日	審議（第72回審査会）